



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

1

地域福祉の推進

小分類

1

地域福祉活動の推進

現況と課題

近年、複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対して、行政のみでは対応できない状況となっており、また、ニートや引きこもり、自殺などの問題についても、実態が明らかになるにつれ、大きな社会問題となっています。若者・高齢者・子育て世帯・障害者等に共通する課題や、それぞれに異なる課題について地域全体で支え合う地域福祉の枠組みの構築が求められています。

本市においては、市民や関係機関等の各主体が相互に連携、協働し、生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることを目指す福祉のまちづくりの指針として、2010年（平成22年）度に「第2期宇治市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に総合的に取り組んできました。

一方、国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を推進する必要があるとし、2017年（平成29年）6月の「社会福祉法」の改正では、「我が事・丸ごと」の地域づくりや包括的な支援体制の整備に関する内容が盛り込まれたところです。

今後、複雑化、多様化するニーズに対応するためには、国の政策動向を注視しながら、「第2期宇治市地域福祉計画」で位置付けた事業について、進捗状況の確認や現状把握などを行い、実効性を高めるための必要な見直しを図るとともに、計画に沿って、施策、事業を一層推進する必要があります。

また、住民主体の福祉のまちづくりを進めるためには、地域福祉の主役である市民や当事者団体の役割は大きく、あわせて地域福祉を支える民生児童委員や学区福祉委員をはじめ福祉関係団体、ボランティア団体、町内会・自治会、NPOなどの活動に対する期待は年々高まっています。さらに、それらの活動をサポートし、各種団体との有機的な連携・調整機能を持つ（福）宇治市社会福祉協議会についても、地域福祉を推進する上で中心的役割が期待されています。今後は、こうした関係団体等との連携、協働を一層進める必要があります。

一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、複雑化、多様化する福祉課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、市民理解をさらに深めるとともに福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。

目 標

様々な立場や年代層の視点から地域の総合的支援体制を構築するため、市民の自主的な活動と公的サービスの連携による地域福祉を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
宇治ボランティア活動センター登録者数	46団体 863人	1,100人	1,200人	
学区福祉委員数	1,533人	→	→	

取組の方向

1 地域の総合的支援体制の構築

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、地域で支え合っていく支援体制を構築し、互助・共助・公助による地域福祉を推進します。

2 関係団体との連携

高齢社会の進展による福祉サービスへの多様なニーズに応えるため、（福）宇治市社会福祉協議会等の関係団体との連携をより深め、支援体制の充実を図ります。

3 民生児童委員活動との連携・推進

市民の立場に立った相談や援助を行うため、民生児童委員活動と連携して地域福祉を推進します。

4 ボランティア活動の支援

学区福祉委員会、ボランティア団体、NPOなどにおける市民のボランティア活動を促進するため、幅広い年代層の参加手法や地域福祉活動への支援について検討します。

5 地域でのネットワークの推進

子どもや高齢者への虐待等の早期発見・予防や自殺対策などに対応するため、地域でのネットワークづくりを図ります。

6 総合福祉会館の活用

様々な地域福祉活動を促進するため、拠点となる総合福祉会館を有効活用します。



民生児童委員協議会全員研修会

関連部門計画

●第2期宇治市地域福祉計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

2

健康づくりの推進

小分類

1

健康づくりの推進

現況と課題

本市では、高齢化とともに「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」など、食生活や運動、たばこなどといった生活習慣に起因する「生活習慣病」が疾病全体に占める割合は増加し続けており、死因の約60%を占めるまでになっています。

また、少子高齢化の進展により、医療や介護に係る負担が増すと予測される中、生活習慣病の重症化による介護保険サービスの対象となる要支援・要介護認定者の増加も進んでおり、健康で活力ある社会を実現するには、市民の健康寿命の延伸を図る上で生活習慣病を予防し、社会生活を営むための必要な機能を維持・向上すること等が重要となります。

このような中で、「宇治市健康づくり・食育推進計画」に沿って、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」と「次世代の健康づくりと食育」を重点課題として取り組んできました。

市民一人ひとりが心身ともに健康であり自分らしく生きられるように、市民の多様なライフスタイルや年齢層を考慮し、健康づくりに関する意識や取組の変化を促し、自発的・継続的に、かつ楽しく健康管理ができることを実現するための施策の検討を行う必要があります。

このような検討を進める中で、生活習慣の改善及びこころの健康を支援することで健康寿命の延伸を図り、「健康長寿日本一」の実現に向けて、健康づくりに資する地域活動や市民活動の広がりが重要であり、宇治市健康づくり＜うー茶ん＞連絡会や食育ネットワークなどの関係団体と連携・協力しながら、「個人も社会も健康にする健康づくり」を目指した効果的な取組としていく必要があります。

目 標

市民が身体的、精神的、社会的に健やかで心豊かに生活できるように、市民の多様なライフスタイルや年齢層などに応じた健康づくりを進め、「健康長寿日本一」を目指します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
＜うー茶ん＞連絡会 加入団体数	13団体	18団体	↗	
食生活改善推進員 若葉の会会員数	51人	70人	↗	

取組の方向

1 総合的な健康づくりの推進

市民のライフステージに応じた健康保持・増進を図るため、体と心の総合的な健康づくりに取り組めます。

2 地域活動の支援

市民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくり推進協議会や＜うー茶ん＞連絡会を中心に、地域・職域・学校等と連携し、健康増進に向けた取組を支援します。

3 健全な食生活の促進

市民の健全な食生活を促進するため、食育関係者によるネットワークの構築を図るとともに、ライフステージに応じた学ぶ機会の充実等、生活の様々な場面での食育推進に取り組みます。



うー茶んサンバde体操



イベントでの食育ブースの出展

関連部門計画

- 宇治市健康づくり・食育推進計画
- 宇治市子ども・子育て支援事業計画
- 宇治市高齢者保健福祉計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

2

健康づくりの推進

小分類

2

保健・医療の推進

現況と課題

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえると、健康でいきいきとした高齢期を過ごすためには、健康寿命の延伸を実現することが求められ、生活習慣病の発病予防や社会生活を営むために必要な機能の維持・向上などの青年期からの健康づくりとともに、定期的に健診・検診等を実施し疾病の早期発見、早期治療が重要となります。

これまでも、本市の成人・高齢者に対する健康増進に向けて、各種がん検診やワクチン予防接種の充実、健康教育などに取り組んでおり、特に本市の死因の第1位であるがんは全死亡数の約30%を占めることから、検診の無料クーポン券の配付や検診実施場所・実施期間の拡大、広報周知の拡大など、がんの早期発見、早期治療に取り組んできました。

しかしながら、各種がん検診の受診率は低値で推移しており、受診率の向上に向けて、今後もがん予防の正しい知識やがん検診の有用性について普及啓発を進めるとともに、より効果的な検診の実施に向けて、周知啓発及び受診環境の改善を図り、目標の達成に努める必要があります。

健康教室においては、早い段階からの生活習慣の改善に向けて、食事・運動・休息と健康の関係性や喫煙や飲酒、歯の健康などの正しい知識の普及啓発を進め、自らの健康に意識が持てるような取組が必要です。

また、感染症対策として各種予防接種事業を行っており、2014年（平成26年）度から高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種等を新たに実施し、新型インフルエンザ等の新感染症に対する対策を検討するなど、引き続き、感染症の発生、拡大防止対策に努めていく必要があります。

各種保健事業とあわせて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けて、市民一人ひとりの動機付けや自己啓発を促し、市民が主体的にそれぞれのライフステージに応じた健康保持・増進に取り組むように支援する必要があります。

目 標

市民の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導などに取り組み、保健・医療を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
各種がん検診受診率	1.6%～ 10.1%	1.7%～ 10.5%	50%	

取組の方向

1 成人・高齢者保健対策の推進

健康寿命延伸のため、各種健（検）診や教室などの充実を図り、生活習慣の改善の支援に取り組みます。

2 疾病の予防啓発

各種疾病・感染症の発生やまん延を防止するため、感染症対策を推進するとともに、市民への啓発に取り組みます。

3 医療体制の充実

医療体制を充実させるため、京都府や医療機関との協力・連携を図るとともに、休日急病診療所を運営し、病院群輪番制病院運営事業に取り組みます。



健康講座（筋トレ講座）



成人健康相談



結核・肺がん検診

関連部門計画

- 宇治市健康づくり・食育推進計画
- 宇治市高齢者保健福祉計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

3

長寿社会への対応

小分類

1

生きがいつくりの
充実

現況と課題

本市においても超高齢社会に突入しており、高齢者人口は2017年（平成29年）10月時点で52,669人、高齢化率は28.0%となり、3.6人に1人が高齢者となっています。

人口構造が変化し、急速に高齢化が進展する中、活力ある地域社会を維持するためには、多様な価値観を持った高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を活かし、自己実現を図るとともに、生涯にわたって健康で自立した生活を営むことができるように、生きがいつくりに取り組むことが重要です。

また、生活機能の低下を防ぎ、健康寿命を延ばすためには、社会的役割や生きがいを持つことが重要となっています。

生きがいつくりの充実に向けては、多世代も含めた交流の場や学習機会の提供、地域活動の機会の創出などに努めてきました。今後団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるようにするため、心身の健康増進を図りながら、生きがいを持ち、積極的に地域社会へ参加できるような環境づくりを進めていくことが求められており、高齢者の生きがいと子どもとの交流を図るために食育の観点も踏まえた「つながり食堂」の実施についても検討する必要があります。

今後も、「宇治市高齢者保健福祉計画」に沿って、ますます多様化する高齢者のニーズに対応した事業のあり方について検討し、超高齢社会の中で充実して暮らしていけるように、高齢者が支援する側、される側といった関係性を越えて、地域の中で社会的役割を持ち生きがいを感じられる仕組みづくりに一層取り組んでいく必要があります。

目 標

多様な価値観を持った高齢者が生涯にわたって健康で自立した生活を営めるよう、制度で支えるという基本的な考え方のもと、交流の場や学習機会の提供など、生きがい活動への支援や健康増進を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
老人福祉センターサークル 協議会加入者数	362人	377人	↗	
健康まつり参加者数	120人	—	—	
喜老会会員数	3,113人	3,239人	↗	

取組の方向

1 生きがい活動への支援

高齢者が生きがいを持ち、社会における役割を見出し、いきいきとした生活を送るため、知識や経験を活かした様々な活動を支援します。

2 学びの支援

高齢者が生涯学ぶことができ、積極的な社会参加を促進するため、それぞれの力を発揮し地域の担い手となるように、活動の場の整備や学習、交流機会の提供などに努めます。



アカデミーアワー

3 地域福祉センターの活用

生きがいつくり活動や介護予防事業など総合的なサービスを展開するため、各地域での福祉活動の拠点として地域福祉センターの有効活用を図ります。



介護予防教室

関連部門計画

- 宇治市高齢者保健福祉計画
- 第7期宇治市介護保険事業計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

3

長寿社会への対応

小分類

2

高齢者福祉サービスの充実

現況と課題

全国的に少子高齢化が進展する中、本市の高齢者人口は2017年（平成29年）10月時点で52,669人、高齢化率は28.0%となり、介護保険サービスの対象となる要支援・要介護認定者数は9,359人（認定率：17.5%（2017年（平成29年）9月末時点））と増加傾向にあり、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、高齢者の実態やニーズを踏まえた介護サービスの基盤を整備することが必要です。

一方で、介護保険サービスの需要が増したことにより介護保険給付費も増加を続けており、これまで以上に介護給付適正化に取り組むとともに介護保険財政の一層の健全化確保と安定的な運営に努める必要があります。

高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まい・社会参画・生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、地域包括支援センターの充実を図る必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、看取りまでを含めた適切な支援と介護体制の充実、介護者に対する支援施策を展開するとともに、医療分野とのさらなる連携を進めるため、医療介護連携の拠点について検討する必要があります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には認知症の人は全国で約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、約5人に1人になると見込まれる中、本市は2015年（平成27年）に「認知症の人にやさしいまち・うじ」を宣言し、認知症の早期発見、早期支援に努め、認知症の人及び家族の人が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

今後は、高齢者人口の増加とともに、要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれるため、自助・共助に加えて、地域の人々、友人との間の「顔の見える」助け合いの互助が重要となり、地域での見守りや、病院・商店等への外出支援をはじめとする支え合う体制の構築に取り組むとともに、地域における高齢者の状況・ニーズを把握する中で、「健康長寿日本一」に向けて、より効果的な高齢者福祉サービスの推進に努める必要があります。

目 標

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるように、関係機関と連携を図り、制度で支えるという基本的な考え方のもと、高齢者と家族の生活を総合的に支援する宇治方式の地域包括ケアシステムを推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
認知症あんしんサポーター 養成講座参加者数	3,835人 (市職員1,414人含む)	2,500人	↗	
地域密着型サービスの 整備施設数	44箇所	55箇所	↗	

取組の方向

1 高齢者福祉サービスの充実と家族の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するため、利用者に適した高齢者福祉サービスの充実とともに、家族の負担の軽減を図ります。

2 介護予防の取組の推進

高齢者の健康保持・増進を図るため、行政と民間が連携し、介護予防教室の開催や相談体制の充実を図ります。

3 介護保険制度の運営

安心できる、安定したサービスの提供のため、介護保険制度の適正な運営に努めます。

4 高齢者の権利擁護

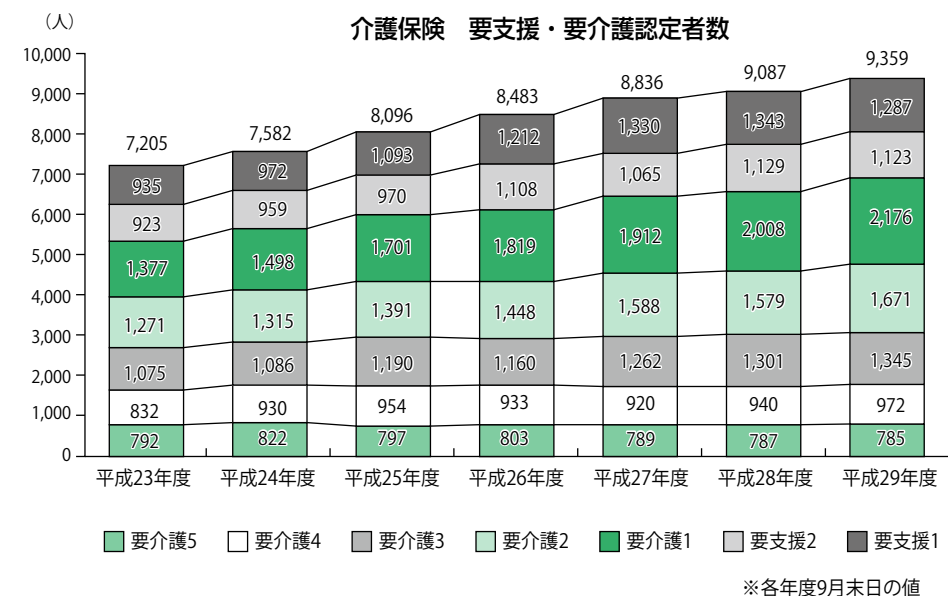
高齢者の尊厳ある生活を守るため、窓口での相談をはじめ、虐待の防止・早期発見や適切な財産管理の支援などのため、虐待相談窓口や成年後見制度の普及啓発や関係機関との連携強化に取り組めます。

5 宇治方式の地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・予防・生活支援・住まい・社会参画・生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムを推進するため、関係機関と連携し、施策展開を図ります。

6 「認知症の人にやさしいまち・うじ」の推進

認知症当事者と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、認知症総合センターや認知症対応型カフェなどによる相談・支援の体制を充実します。



認知症対応型カフェ
(れもんカフェ)

関連部門計画

●宇治市高齢者保健福祉計画 ●第7期宇治市介護保険事業計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

4

少子化社会への対応

小分類

1

安心して子育てのできる
環境づくりの推進

現況と課題

近年の出生率の低下等により、急速に少子化が進展しており、本市においても、2012年（平成24年）に出生数が死亡数を下回り、人口が自然減少に転じています。超高齢社会の進展と重なって、労働力人口の減少、社会保障分野における現役世代の負担増など、社会経済に深刻な影響を及ぼし大きな社会問題となっており、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感が広がるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は、一層厳しくなっています。

これらの課題に対して、子育てをしやすい社会にしていくためには、地域のニーズに応じて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められており、2014年（平成26年）度に策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、NPO法人や大学などと連携しながら地域で安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

また、子育ての孤立化は、親の育児不安や児童虐待などにつながる懸念があり、児童相談所や地域、関係機関との連携を一層深めながら、不安や悩みを聞く相談窓口や、子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、関係機関・関係者に対する研修会の実施や、支援が必要な家庭には適切なサービス提供に結び付けるなど、地域における子育て環境の充実を図っていく必要があります。

今後も、子どもを取り巻く社会環境の変化や、国の子ども・子育て支援新制度の動向を踏まえながら、「子ども・子育てファースト」の視点で、家庭・地域・事業所・行政によるネットワークを構築することが重要であり、多様な主体が参画・協働しながら、地域資源を活かした総合的な子育て施策を重点的に推進するとともに、安心して子育てのできる環境づくりを推進する必要があります。

目 標

安心して子育てができるように、地域と協働して、子育てに関して相談、支援のできる環境づくりを推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
地域子育て支援 拠点箇所数	8箇所	10箇所	10箇所	
ファミリー・サポート・ センター会員数	1,572人	1,700人	↗	

取組の方向

1 地域との協働による総合的な子育て支援体制づくり

地域で子育て支援ができる環境づくりのため、地域、関係機関、企業・大学などと連携を図るとともに、地域子育て支援拠点事業を活用し、子育てひろば等を充実します。

2 児童虐待への対応の充実

児童虐待の防止や早期発見のため、関係機関等との連携を図るとともに育児不安の解消や子育て支援の充実に努めます。

3 包括的な支援体制の充実

妊娠期から子育て期にわたるまで、安心して子育てを行うため、関係機関との連携や包括的な子育て支援を行う体制の充実に努めます。



げんきひろば



保健師による面談



ネウボラセット

関連部門計画

●宇治市子ども・子育て支援事業計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

4

少子化社会への対応

小分類

2

健やかな成長・発達への支援の充実

現況と課題

「子ども・子育て関連3法」に基づき施行された「子ども・子育て支援新制度」では、各市町村が実施主体となって、子育て家庭のニーズを把握した上で、計画的に給付や事業などを行うことが求められます。

本市では「宇治市児童育成計画」や「宇治市次世代育成支援対策行動計画」に沿って、各種子育て支援施策を展開してきましたが、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、母子保健分野に関する施策を含めて総合的な子育て支援を推進する必要があることから、2014年（平成26年）度に「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本市の母子保健分野では、これまで妊婦健診の助成、乳幼児健診や健診後のフォローなどの各種事業を実施し、妊娠・出産・乳幼児期の施策を体系的に取り組んできましたが、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から産後の初期段階における母子に対する支援や、出産時のリスクを少なくするため、妊娠期の喫煙や歯周病などへの保健対策が課題になっています。

また、発達への支援が必要な子どもが増加しており、早い段階からの支援や就学後への連携が課題となっているため、発達段階に応じた育児支援を推進する必要があります。

子育てへの経済的支援という観点からは、ひとり親家庭における経済的な自立の支援を図るため、就職に有利となる資格取得に対する給付金の支給に取り組むとともに、2017年（平成29年）度から子育て支援医療費支給事業を拡充し、中学校卒業まで外来・入院ともに実質無料化にすることで、子育て家庭の経済的負担軽減に取り組んできました。

今後も、子どもを取り巻く社会環境の変化や、国の子ども・子育て支援新制度の動向を踏まえながら、「子ども・子育てファースト」の視点で、家庭・地域・事業所・行政によるネットワークを構築することが重要であり、多様な主体が参画・協働しながら、地域資源を活かした総合的な子育て施策を重点的に推進し、健やかな成長を支える子育て支援を充実させる必要があります。

目 標

子どもの健やかな成長を支えるため、母子保健及び子育てに関する相談体制を整備し、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない総合的な子育て支援を推進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
各乳幼児健康診査受診率	94.2%～ 98.8%	99%	99%	
ひとり親自立支援・職業技能訓練 資格取得者延べ人数	75人	100人	↗	

取組の方向

1 母子保健対策の推進

子どもの健やかな成長を支援し、親の育児不安の解消を図るため、妊娠期から相談体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査を行い、未受診者に対しては訪問等により状況把握に努め、支援の充実を図ります。

2 相談・支援体制の充実

子どもが健やかに育つ環境づくりのため、様々な家庭環境や多様なニーズに対応した計画的な取組による関係機関等が連携した子育て支援を進め、相談体制と情報提供の充実を図ります。

3 適切な療育・発達への支援

発達上支援が必要な子どもの早期発見と適切な療育を進めるため、早期療育ネットワーク会議を開催するなど関係機関と連携を図り、相談や支援に取り組めます。

4 経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、国や京都府へ制度拡充を要望するとともに、連携して各種手当や医療費の支給等を通じて支援します。

5 ひとり親支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定を図り自立を支援するため、関係機関等が連携した相談体制の充実や各種給付事業の実施など、就労、生活面など総合的な子育て環境への支援を進めます。



ハッピーマタニティクラス

関連部門計画

●宇治市子ども・子育て支援事業計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

4

少子化社会への対応

小分類

3

保育サービスの充実

現況と課題

急速に進展する少子化へ対応するためには、就労と子育てを包括的に支える仕組みが必要であり、希望する全ての人が安心して子どもを預け働けることを実現することが求められます。

本市における、2017年（平成29年）4月時点の保育所・認定こども園の状況は、公立保育所7園と民間保育所・認定こども園19園の計26園で、入所児童数は公立保育所927人、民間保育所・認定こども園3,006人となっていますが、女性の社会参加による就労増加や就労形態の変化などから、特に乳児を中心に入所希望は年々増加しています。

本市の保育施策は、待機児童対策と多様な保育サービスの提供という観点から、民間保育所・認定こども園の新設及び増改築を行い、2号認定児及び3号認定児の定員については、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の間に220人の定員増及び乳幼児健康支援一時預かり、病児保育事業などの拡充に取り組んできました。

しかしながら、2013年（平成25年）4月時点の待機児童数は0人となったものの、子どもを取り巻く社会環境の変化等により、2017年（平成29年）4月時点で待機児童が5年振りに発生しており、引き続き保育ニーズは増大するものと見込まれることから、2016年（平成28年）度末に実施したニーズ調査の分析に努め、より適切な保育ニーズへの対応方法を検討する必要があります。

今後は、国、京都府の動向を注視しつつ、多様化する保育ニーズに対応するため、ニーズ調査結果及び地域における保育ニーズの中・長期的な動向を見極めながら、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、教育との連携を含め、さらなる待機児童対策及び保育サービスの充実に努める必要があります。

目 標

市民の多様な保育ニーズに対応するため、地域の実情を踏まえ利用者の生活や就労形態に合った保育サービスの充実に努めます。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
保育所等（通常保育）の利用者数	3,966人	↗	↗	
待機児童数（各年5月1日） ※国定義後の値	8人	0人	0人	
待機児童数(各年5月1日) ※国定義前待機児童数から地域型保育事業 (小規模・家庭的保育事業) 利用者を除く	79人	↘	↘	

取組の方向

1 待機児童対策の推進

増加する保育ニーズを踏まえ、待機児童の解消を図るため、多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育の量的拡大に努めます。

2 効率的な保育所等運営の推進

保育所等運営の効率化を図るため、民間活力の活用について研究、検討します。また、保育ニーズに対応するため、保育サービスの実施と柔軟な保育所等運営に努めます。

3 民間保育所・認定こども園への支援

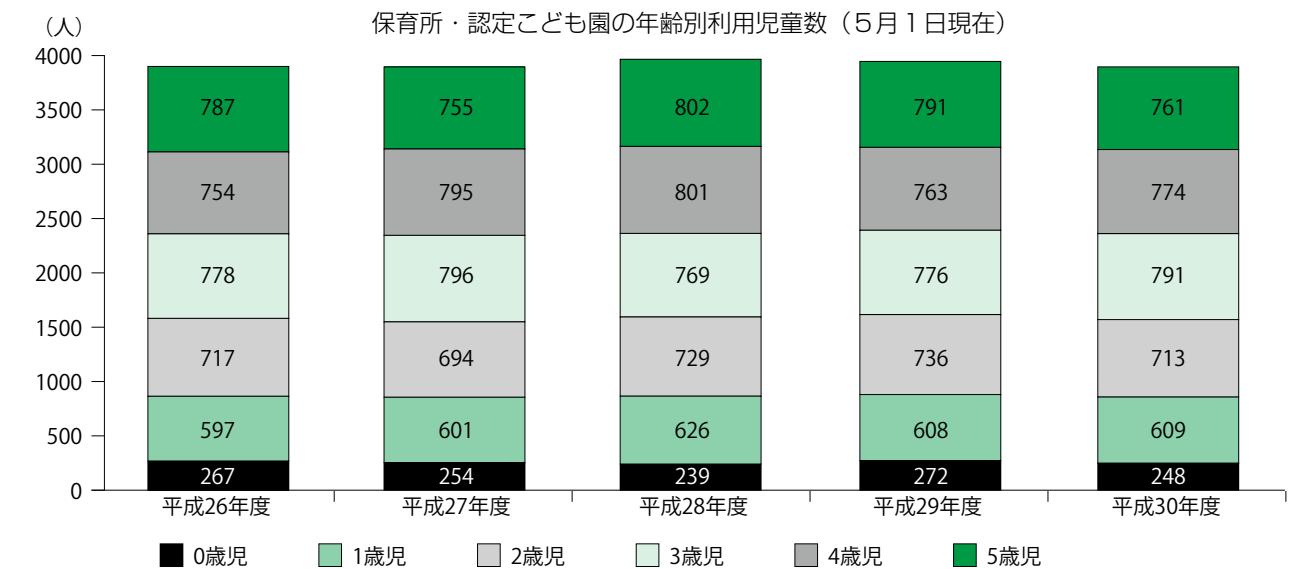
多様化、増加する保育ニーズに対応するため、民間保育所・認定こども園での多様な保育サービスを提供するとともに、民間保育所・認定こども園への支援を図ります。

4 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに応えるため、病児・病後児保育やこどもショートステイなど保育サービスの充実に努めます。

5 保育所・認定こども園の安全対策

保護者が安心して子どもを預けられるようにするため、地域と協力して防犯に取り組むとともに、老朽改築による保育環境の整備等に取り組めます。



関連部門計画

●宇治市子ども・子育て支援事業計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

4

少子化社会への対応

小分類

4

放課後 児童育成の充実

現況と課題

少子化の進展や家族規模が縮小し、地域のつながりが希薄化している中、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。就労と子育ての両立支援の観点から、放課後等に異年齢の子ども同士が交流する機会や、子どもが安心して過ごせる場所の確保が求められています。

本市では留守家庭児童対策として、1967年(昭和42年)度から「育成学級」を運営しています。この育成学級は、児童の放課後の安全と健全育成を目的として、市内の小学校(笠取・笠取第二小学校を除く)に在学する放課後の保護者留守家庭児童を対象に、プレハブ教室や学校余裕教室を活用して各学校内で開設しています。

本市の児童数は、1982年(昭和57年)をピークとして減少に転じ、今後も全体として減少または横ばい傾向が続くものと推測されますが、女性の社会参加や就労形態の変化から、育成学級在籍児童数は増加傾向にあり、在籍児童総数に占める比率は年々上昇しており、2017年(平成29年)5月時点の育成学級在籍児童数は1,983人、対象児童総数に占める割合は19.7%となっています。

また、多様化する保護者ニーズに対応するため、育成学級の開設時間の延長や施設整備に加え、2015年(平成27年)度から対象学年を6年生までに拡大したほか、2016年(平成28年)度からは、定員を超える学級の児童を受け入れる民間事業者に対する「宇治市放課後児童健全育成事業費補助金」を創設するなど、運営の充実や環境整備に取り組むことで、安全・安心な放課後児童の育成を図ってきました。

国においては、2014年(平成26年)に、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように「放課後子ども総合プラン」が示されており、地域住民等の参画により、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを実施する放課後子供教室等、教育との連携を図りながら、総合的な放課後児童対策に努める必要があります。

目 標

多様化する保護者ニーズに対応するため、施設整備やサービスの充実など、安全・安心な放課後児童の健全な育成を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
育成学級入所児童数 (各年5月1日)	1,998人	→	→	

取組の方向

1 育成学級の充実

子育て環境の変化等、多様化する保護者ニーズに対応するため、サービスの充実に努めます。

2 多様な形態によるサービス提供

保護者の子育てを支援するため、社会福祉法人・NPO法人の参画等、多様な形態での放課後対策サービスを促進します。



育成学級

関連部門計画

●宇治市子ども・子育て支援事業計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

5

障害者福祉の推進

小分類

1

障害者福祉の充実

現況と課題

2013年（平成25年）の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、障害者の社会参加を進め、障害の有無に関わらず地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行うことが求められています。

また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年（平成28年）に施行され、障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、障害者の日常生活及び社会生活上の社会的障壁を取り除くため、「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。

合理的配慮を的確に行うためには、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、全ての人がバリアフリーの必要性を理解する中で環境整備を推進していく必要があります。

本市においては、2012年（平成24年）度に、障害福祉施策に関する基本的な計画である「第2期宇治市障害者福祉基本計画」、2015年（平成27年）度に障害福祉サービスの3カ年の実施計画である「第4期宇治市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、障害福祉サービスのニーズを踏まえて、本市の障害福祉の基本方針や必要なサービス等の目標を示し、障害者の経済的負担の軽減、日常生活及び社会参加のためのコミュニケーションの支援など、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスの充実に取り組んできました。

また、障害者の雇用については、これまでの取組とあわせて障害者施設から一般就労への移行等、就労支援を一層推進する必要があります。

市民が手話をより身近に感じ、聴覚に障害がある人の社会参加がより一層推進されるように、「手話が言語である」ことに基づき新たに制定した「宇治市手話言語条例」により、市民の手話への理解の促進と手話の普及の推進に取り組む必要があります。

2016年（平成28年）度末時点で、身体障害者手帳所持者は10,313人、療育手帳所持者は1,734人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,217人となっており、毎年増加しています。今後は高齢化の進展等、様々な要因により、支援を必要とする人は増加する見込であり、多様化する障害福祉サービスを持続的に実施していくためには効果的・効率的な取組が必要となっています。

また、どこでも必要な支援を受けながら暮らせる体制を確立するため、国に対して必要な施策の実施を要望していくことが重要であり、国・京都府の動向を注視しながら、障害者が主体的に地域に参加できる環境づくり、障害福祉サービスに努める必要があります。

目 標

住み慣れた地域で、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、様々な障害への理解を深め、障害者福祉の充実に図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
訪問系サービスの利用量	122,152時間	223,114時間	↗	
通所系サービスの利用量	258,496日	316,490日	↗	

取組の方向

1 計画的な施策実施

障害者が安心して地域で暮らせる支援体制を確立するため、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会での意見聴取に努めるとともに、国や京都府に対して必要な施策の要望を行います。

2 各種福祉サービスの充実

障害者それぞれの状態に応じて必要な福祉サービスを提供するため、国や京都府と連携して各種給付を行います。

3 社会参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供やバリアフリーを推進します。また、情報・コミュニケーション支援として、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本などの支援の充実を進めるとともに、「手話が言語である」ことに基づき新たに制定した「宇治市手話言語条例」により、市民の手話への理解の促進と手話の普及の推進に取り組めます。

4 総合的支援の促進

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業を個々に応じて組み合わせる相談支援の充実に促進します。

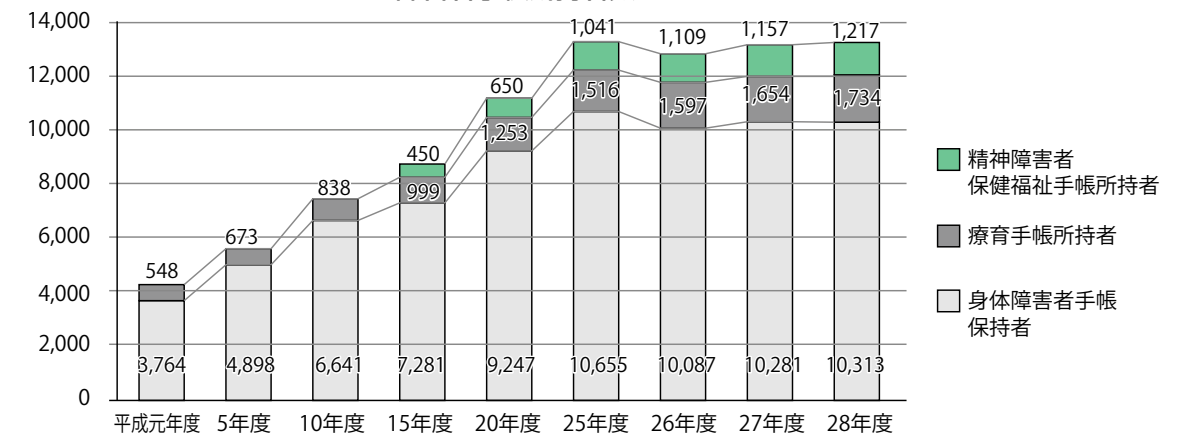
5 障害者福祉施設の整備

障害者が安心して地域で生活できる環境の整備を促進するため、国や京都府と連携して支援します。

6 障害者の権利擁護

障害者の尊厳ある生活を守るため、相談体制の充実に図り、適切な財産管理の支援等に取り組みます。

障害者手帳所持者数



関連部門計画

- 第2期宇治市障害者福祉基本計画
- 第5期宇治市障害福祉計画
- 第1期宇治市障害児福祉計画



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

6

低所得者福祉の充実

小分類

1

低所得者福祉の
充実

現況と課題

少子高齢社会の進展や世帯構造の変化などにより、人とのつながりが希薄化し、非正規雇用等を背景とした経済的な困窮者が社会的に孤立することが問題となっています。

こうした中、失業・病気・高齢等、様々な理由で最低限度以下の生活を余儀なくされている市民に対しては、生活保護制度で必要な保護を行い、最低限度の生活保障と自立の促進を図っています。

本市の生活保護世帯・人数は、2016年（平成28年）度には2,081世帯・3,083人となっており、高齢者世帯が増加傾向にあります。今後も、職員の人権意識の向上・法令遵守を徹底し、資質の向上に努めることや、漏給・濫給の防止に配慮しながら、さらに制度の適正な実施に努める必要があります。

2015年（平成27年）度から生活困窮者自立支援制度が施行され、稼働年齢層への就労支援について取り組むとともに、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的に、くらしの資金の貸付や学費の支出が困難な生徒・学生への奨学金の貸与をはじめ、住居確保給付金の支給などを実施し、生活困窮者の自立の促進に努めており、2017年（平成29年）度からは、貧困の連鎖の防止のため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業に取り組んでいます。

今後は、関係機関等と連携し適切な支援ができるように、稼働年齢層へのさらなる就労支援や生活困窮高齢世帯への支援のあり方を検討するとともに、子どもの貧困の連鎖の防止を図るため、教育分野等と連携し生活困窮世帯への包括的な支援に取り組む必要があります。

目 標

生活困窮者の自立を促進するため、法令遵守を徹底し助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
就労支援を活用して 就労した件数	70件	90件	120件	
就労支援相談件数	400件	430件	450件	

取組の方向

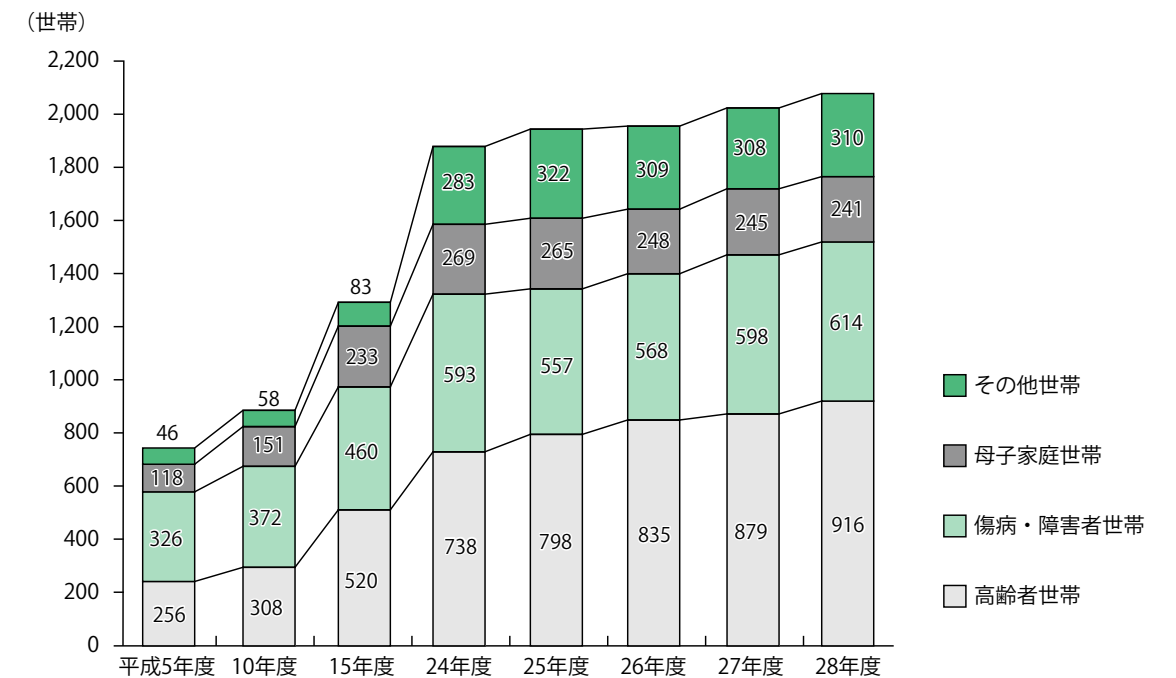
1 自立に向けた適切な指導援助

要援護世帯の自立を促進するため、職員の人権意識の向上、法令遵守を徹底しながら、生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関との連携を図り、各種制度を活用して適切な指導援助を行います。

2 包括的な相談・支援体制の充実

貧困の連鎖の防止のため、生活困窮者・家庭における生活意欲の向上と自立の促進に向けて、学習支援をはじめ、相談・支援体制の充実に努めるとともに貸付事業等を行います。

被保護世帯の類型と世帯数





大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

7

年金・保険制度の運営

小分類

1

年金・各種医療制度の運営

現況と課題

少子高齢化や家族規模の縮小が進展する中、公的年金は高齢者や障害者などの生活の基礎的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な制度となっています。2015年（平成27年）度時点では、国民の約3割が公的年金を受給し、高齢者世帯の約7割において公的年金収入の占める割合が8割以上となっています。

本市の国民年金の加入者は、2016年（平成28年）度末時点、37,457人で、年金受給者は52,275人となっています。今後も、日本年金機構と協力・連携し、市民への制度の周知・啓発・相談、保険料納付や免除制度の案内を行うとともに、持続可能な公的年金制度を維持するため、市民に対して制度の重要性を説明していく必要があります。

また、年金に関する市独自制度として、制度的無年金者の救済のため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に給付金を支給していますが、制度的無年金者については国の制度として適用されるように引き続き、要望していく必要があります。

急速な少子高齢社会の進展に伴い、医療費の増大が見込まれる中、後期高齢者医療制度については、京都府後期高齢者医療広域連合と連携して、今後の後期高齢者被保険者の増加に対応し医療費の適正化と疾病予防の重点化を図り、被保険者の健康の保持・増進のために必要な制度運営を行っています。

2017年（平成29年）度から疾病予防及び早期治療を図るため、人間ドックの定員拡充及び後期高齢者に対する歯科健診を実施しています。

今後、京都府後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化と疾病予防の重点化を図り、給付の抑制に努めるとともに、事業の実施にあたり、広域連合補助金等の財源確保に努める必要があります。

老人及び重度心身障害児（者）の医療費負担を軽減するため京都府の制度とあわせて医療費助成を実施しています。

市独自制度として、障害者の医療費負担を軽減するため2017年（平成29年）度から療育手帳B所持者まで拡大しておりますが、医療給付額は増加傾向にあり、今後、継続的な支援を行うにあたっては、京都府に制度の拡充を要望していく必要があります。

目 標

高齢者等の生活の基礎的な部分を支えるため、市民理解を深める周知・啓発・相談を行い、年金・各種医療制度の安定運営を促進します。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
窓口での年金の 受付・啓発	実 施	実 施	実 施	

取組の方向

1 国民年金制度の周知・啓発

国民年金制度に対する市民の理解を深めるため、制度の周知・啓発・相談業務を行います。

2 後期高齢者医療広域連合との連携

高齢者の医療保険制度の安定運営のため、国の施策に基づき、後期高齢者医療広域連合との連携を図ります。

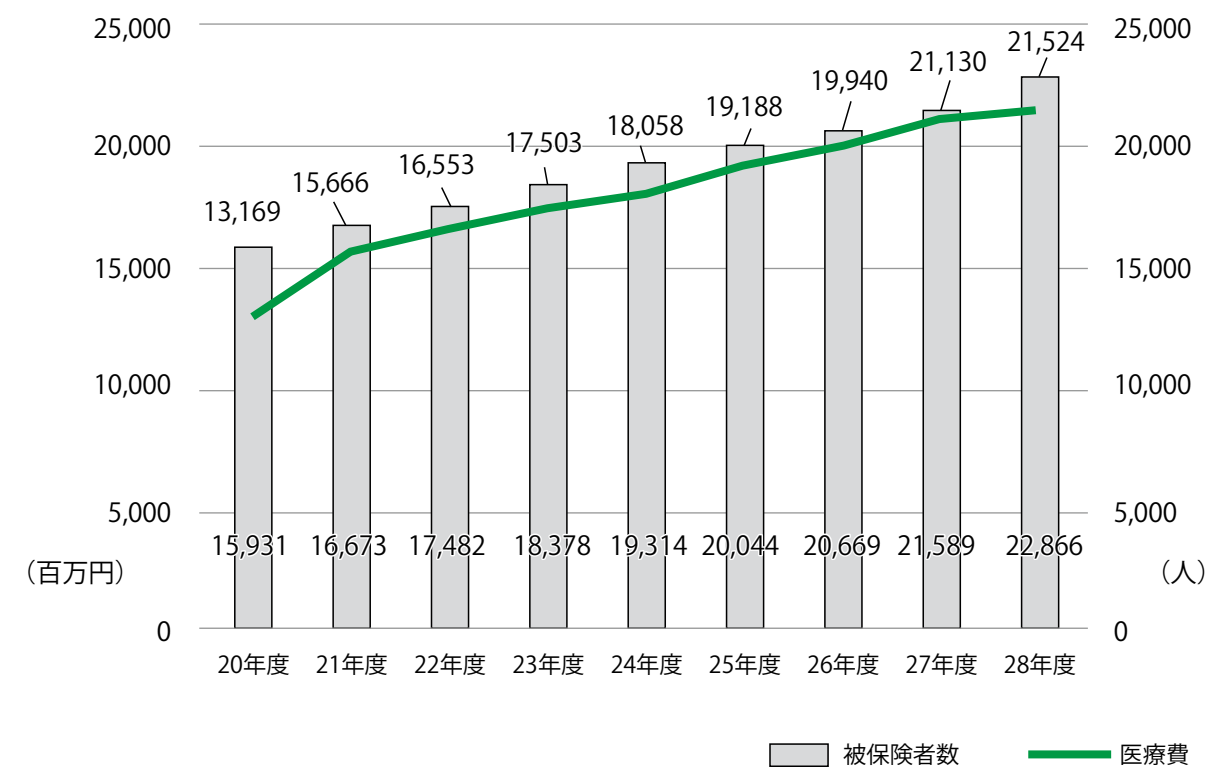
3 医療費等の負担軽減

低所得世帯、一人暮らし高齢者や重度心身障害者の医療費負担等を軽減、免除するため、京都府制度にあわせて扶助を行うとともに、京都府に制度の拡充について要望を行います。

4 制度的無年金者の救済

制度的無年金者を救済するため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に助成を行うとともに、国や関係機関へ制度の改善について要望を行います。

後期高齢者医療保険被保険者数と医療費



※医療費は3月～2月診療分を当該年度分として集計しているため、平成20年度の医療費は11カ月分となる。



大分類

3

健康でいきいきと暮らせるまち

中分類

7

年金・保険制度の運営

小分類

2

国民健康保険の運営

現況と課題

急速な少子高齢社会の進展や社会構造の変化に対応し、持続可能な医療制度としていくことが国民健康保険においても求められています。

本市の国民健康保険の加入状況は、2016年（平成28年）度末時点で、26,378世帯（加入率31.8%）、被保険者数43,016人（加入率22.8%）となっています。全国的な傾向と同様に、被保険者の高齢化は進展しており、2008年（平成20年）度末時点の65歳以上の被保険者数は、16,653人（構成割合35.1%）であったものが、2016年（平成28年）度末時点では、19,963人（構成割合46.4%）となっています。

一方、保健事業の実施状況について、2016年（平成28年）度の特定健康診査の受診率見込は33.9%、特定保健指導の実施率は14.5%で、特定健康診査、特定保健指導ともに、受診率（実施率）が計画目標値に到達していないなどの課題があります。

また、人間ドックは定員を超える受診希望者の状況を踏まえて定員を拡充しており、事業のニーズを把握する中で、より効果的な実施方法等を検討する必要があります。

引き続き、安定して国民健康保険事業を運営するためには、医療費の適正化や保険料収納率の向上、保健事業の充実を図るなどの取組が必要となっていますが、全国的に医療費の増加傾向及び保険料収入の不安定化などを背景とする財政基盤の脆弱性が問題となっており、2018年（平成30年）度から国民健康保険制度が改正され、市町村から都道府県へと財政運営の主体が移行されるにあたって、本市における保険料率や保健事業などへの影響を十分に注視し、事業を進めていく必要があります。

目 標

健康を守る皆保険制度を維持するため、各種保健事業を実施するとともに、適正な保険料確保に努め、国民健康保険事業の安定した運営を図ります。

目標値・指標値

	現 状 値 (平成28年度)	第3期計画 (平成33年度)	将来展望	備 考
特定健康診査受診率	33.9%	60%	60%以上	国の特定健康診査等基本指針
特定保健指導実施率	14.5%	60%	60%以上	国の特定健康診査等基本指針

取組の方向

1 事業の安定運営

制度を安定して運営するため、適正な保険料率を設定するとともに、長期的な給付の増加抑制に努めます。また、国や京都府へ財政支援強化策の要望を行います。

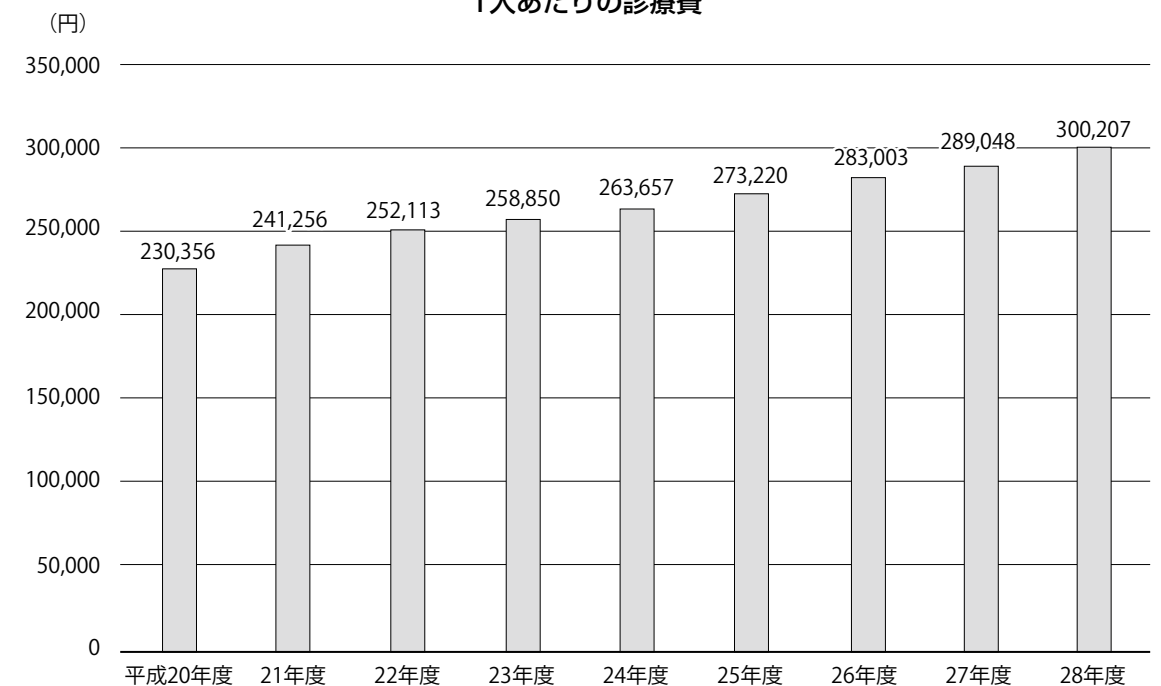
2 健康維持と疾病予防

加入者の健康維持・増進及び疾病の早期発見を図るため、人間ドック、特定健康診査や特定保健指導など各種保健事業を実施します。

3 医療費の適正化

医療費の適正化のため、引き続きレセプト点検の強化に取り組みます。

1人あたりの診療費



関連部門計画

●第3期宇治市特定健康診査等実施計画